

宮代町空家等除却補助金の施行について

1 要綱名称及び施行日

宮代町空家等除却補助金交付要綱 令和7年7月1日

2 目的

- ・老朽化した危険な空家等の除去の促進
- ・空家等の周辺の安心・安全な生活環境の確保

3 補助対象となる空家

- ・特定空家等又は管理不全空家等として認定された空家

4 補助対象者

- ・空家等の所有者又はその相続人（包括受遺者を含む）である個人

5 補助対象経費

- ・主たる建築物及びそれに付属する工作物の解体撤去工事費及び廃材等の処分費
- ・残置物の撤去及び処分に係る経費
- ・解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び最低限の整地に係る経費（舗装に係る経費等除く。）
- ・解体撤去工事に必要な仮設工事に係る経費

6 補助金額

- ・補助対象経費の1/2（最大15万円）

7 周知方法

- ・管理不全空家等の所有者に対する指導通知送付時に補助金チラシを同封
- ・町ホームページに公開

8 実績

- ・1件手続き中（7/31時点）